

Title	〔民集未登載最高裁民訴事例研究二七〕 名古屋市議会の会派が市から交付された政務調査費を所属議員に支出する際に各議員から諸経費と使途基準中の経費の項目等との対応関係を示す文書として提出を受けた報告書及びこれに添付された領収書が民訴法二二〇条四号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとされた事例：文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(平成二二年四月一二日最高裁第二小法廷決定)
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.10 (2011. 10) ,p.100- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111028-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔民集未登載最高裁判事例研究 二七〕

名古屋市議会の会派が市から交付された政務調査費を所属議員に支出する際に各議員から諸経費と使途基準中の経費の項目等との対応関係を示す文書として提出を受けた報告書及びこれに添付された領収書が民法二二〇条四号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとされた事例

文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（平成二二年四月一二日最高裁第二小法廷決定） 裁判所時報一五〇六号一頁、判例時報二〇七八号三頁

〔事実〕

名古屋市（以下「市」という。）の住民であるXら（本件文書提出命令の申立人、本件抗告の相手方）は、地方自治法二四二条の二第一項四号にもとづき、市の議会の会派である自由民主党名古屋市議員団（以下「本件会派」という。）が平成一六年度に受領した政務調査費から所属議員らに支出したとする金額相当額について、市長が本件会派に対して不当利得にもとづき返還請求することを求める訴えを本案事件として提起した。

本件は、Xらが、本件会派が所持していた平成一六年度分

の政務調査費報告書（以下「本件報告書」という。）とこれに添付された領収書（以下「本件領収書」という。本件報告書と本件領収書をあわせて「本件各文書」という。）について、民法二二〇条四号にもとづいて文書提出命令を申し立てたものである。なお原々決定後に本件会派は解散し、Y（本件文書提出命令の相手方、本件抗告人）が本件会派の地位を承継して本件各文書を所持している。Yは、本件各文書が民法二二〇条四号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（以下「自己利用文書」という。）に該当するなどと主張した。

名古屋市政務調査費の交付に関する条例（平成二〇年名古屋市長第一号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）によれば、市議会の会派は政務調査費の交付を受けることができるが、政務調査費は議長が定める使途基準に従って使用するものであって市政に関する調査研究に必要な経費以外のものに充ててはならず、これを担保するために政務調査費の交付を受けた会派の代表者は政務調査費にかかる収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を各年度ごとに議長に提出することとされている。議長は、政務調査費の適正な運用を期すために、収支報告書が提出されたときは必要に応じ調査することができ、また、提出された収支報告書を提出期限から五年間保存しなければならず、何人も議長に対して収支報告書の閲覧を請求できるとされる。ただし、本件条例により提出が必要とされる収支報告書は使途基準に従って支出した項目ごとに支出額合計と主たる支出の内訳が概括的に記載されたものであればよく、個々の支出金額や支出先、当該調査研究活動を行なった議員の氏名、当該活動の目的や内容などを具体的に記載すべきものではない。また本件条例には、議長が収支報告書についてとることができる具体的な調査方法についても規定がない。

また、本件条例の委任を受けた名古屋市政務調査費の交付に関する規則（以下「本件規則」という。）は、会派が政務調査費に関する経理責任者を置かなければならないとする

ほか、経理責任者が政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに領収書などの証拠書類を整理し、収支報告書の提出期限から五年間保管しなければならないとする。

これに対して、本件報告書は、各議員が本件会派から政務調査費の交付を受ける際に経理責任者に提出する文書であり、本件会派が独自に書式を作成して使用していたものである。本件報告書には使途基準に従って項目および細目が列記され、各細目に対応する領収書の枚数および金額、各項目に対応する「主な調査内容（行先・会場等）」、当該議員の氏名を記載する欄などが設けられている。なお当時、経理責任者は本件報告書の細目ごとの金額を集計して記録してはいたが、本件規則で義務づけられている会計帳簿は調製していなかった。また、同年度分の領収書は経理の項目ごとにまとめて保管されていたため、各領収書がどの議員から提出されたものかは特定できなかった。

以上のような事情のもとで、Xらは、本件会派が平成一六年度に行なった政務調査費の個人支給分の支出について、支出の実態と収支報告書の記載が異なっていること、政務調査費を政務調査活動以外に支出していることを証明するためとして、民訴法二二〇条四項にもとづき、Yの所持する平成一六年度分の本件各文書について文書提出命令を申し立てた。このXらの主張に対して、Yは、本件各文書が民訴法二二〇条四号二所定の自己利用文書に該当するなどと主張した。

本件原々決定は、後述する最判平成一一年一月一二日の
 枠組みにたつたうえで、以下の理由から民訴法二二〇条四号
 二所定の自己利用文書に該当しないとしてYに本件各文書の
 提出を命じた。

原々決定は、本件条例が会派の経理責任者に会計帳簿の調
 製、領収書などの整理および五年間の保管を義務づけている
 ことから、本件条例は議長が政務調査費が適正に支出され
 たか否かを調査するために会計帳簿および領収書の提出を受け
 ることを予定していること、また市長も予算の適正な執行の
 ために、補助金などの交付を受けた者の状況を調査する権限
 (地方自治法二二一条二項)にもとづいて議長から送付され
 た収支報告書の写しを検討するとともに会計帳簿および領収
 書を調査できることから、本件領収書は議長または市長から
 調査を受ける際に提出することが予定されているとする。本
 件報告書は本件条例および本件規則の定めに従って作成され
 たものではないものの、会計帳簿が作成されていないという
 本件の事実関係のもとでは議長または市長への提出が予定さ
 れている会計帳簿に代わるものとして提出が予定されている
 と解するのが相当であるとする。

次に、本件各文書が外部に開示された場合の議員の政務調
 査活動に対する執行機関、他の会派などの干渉による阻害の
 おそれは本件には考えられないとし、平成二〇年の条例改正
 により会派の代表者は議長に収支報告書を提出する際に一件

につき一万円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事
 実を証する書類の写しの添付が義務付けられたこと(改正後
 の五条一項)に照らしても、本件領収書を提出することが議
 員の政務調査活動を阻害しないことは明らかであるとする。

さらに、本件報告書の自己利用文書性を判断するために裁判
 所が本件会派に対し民訴法二二三条六項にもとづく提示命令
 を発したのに対して、本件会派は正当な理由なくこれを拒否
 したため、本件報告書の「主な調査内容(行先・会場等)」
 欄の記載内容がどの程度具体的なものかは必ずしも明らかで
 はないものの、本件会派は支出内容を具体的に主張立証して
 いるからこれ以上詳細なものとは考えられないこと、本件会
 派も同欄の記載部分が公になることにより議員の政務調査活
 動が阻害される旨の主張をしていないことなどに照らせば、
 「主な調査内容(行先・会場等)」欄の記載部分を開示しても
 議員の政務調査活動を阻害しないのは明らかであるとする。
 Yの抗告に対し、原決定も原々決定と同様に最判平成一
 一年一月一二日の枠組みにたち、原々決定の理由づけに以下
 の理由を加えて本件各文書は民訴法二二〇条四号二所定の自
 己利用文書に該当しないとし、Yに本件各文書の提出を命じ
 た。

原決定は、議長は会派または議員からみて外部の者である
 こと、また一般に支出の適正の判断についての判断の公正、
 客観性を確保するために調査は外部の者によるべきことから、

定し、同条一四項は、『政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。』と規定している。

これらの規定による政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の用途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めゆだねることとしている。

イ 本件条例によれば、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は所定の様式による収支報告書を議長に提出しなければならず、提出された収支報告書は五年間保存されて何人もその閲覧を請求することができるとされているが、その収支報告書の様式は、概括的な記載が予定されており、個々の支出の金額や支出先、当該支出に係る調査研究活動を行った議員の氏名、当該活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものとはされていない。また、本件条例によれば、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出された

ときは、必要に応じ調査を行うことができるとされているが、その具体的に採ることのできる調査の方法は、本件条例及び本件規則において定められていない。これらの趣旨は、政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならぬとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。

このような本件条例及び本件規則の規定並びにそれらの趣旨に照らすと、本件規則が会派の経理責任者に会計帳簿の調製、領収書等の証拠書類の整理及びこれらの書類の保管を義務付けているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにその基礎資料を整えておくことを求めた

ものであり、議長等の会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したものではないと解するのが相当である。そうすると、これらの規定上、上記の会計帳簿や領収書等の証拠書類は、専ら各会派の内部にとどめて利用すべき文書であることが予定されているものというべきである。」

「ウ 本件各文書のうち、領収書は、本件規則所定の領収書に該当する。本件報告書も、政務調査費の個々の出納の状況を記録したものではないから、これをもって会計帳簿に代わるものと見ることはできず、また、市において整理、保管等を義務付けている書類であったとしても、せいぜい本件規則所定の証拠書類に該当し得るにとどまるものというべきである。そうすると、本件各文書はいずれも、専ら会派内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であると認められる。」

また、本件各文書は、個々の政務調査費の支出について、当該支出に係る調査研究活動をした議員の氏名、当該議員が用いた金額やその使途、主な調査内容等が具体的に記載されるものであり、これが開示された場合には、所持者である会派及びそれに所属する議員の調査研究活動の目的、内容等を推知され、その調査研究活動が執行機関や他の会派等からの干渉によって阻害されるおそれがあるものというべきである。加えて、本件各文書には、調査研究活動に協力するなどした

第三者の氏名等が記載されているが、然性が高く、これが開示されると、以後の調査研究活動への協力が得られにくくなって支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどのおそれもあるものというべきである。そうすると、本件各文書の開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる。」

これに対する須藤裁判官の反対意見の理由は以下のとおりである。

〔1〕 政務調査費は、地方公共団体から交付されるものである以上、その使途については一定の透明性が要求され、審査や監視の対象となるべきものである。そこで、本件条例及び本件規則は、政務調査費の交付を受けた会派に対し、議長への収支報告書の提出、会計帳簿、領収書等の保管等を義務付けるとともに、議長に対し、自らが定める使途基準によって政務調査費が市政に関する調査研究に必要な経費のために使われているか否かを調査する権限を与えている（以下、この権限に基づく議長の調査を『使途調査』という。）。使途調査の方法については明示的に定められていないが、議長は、会派に対して、まず領収書等の証拠書類の提示を求め、更に必要に応じて、これを補足する口頭又は文書での説明を求め、それが通常であろう。一方、会派の方でも、政務調査費が公的資金としての税金が投入されたものであることから、住民（納税者）への説明責任を果たさなければならぬという自

らの立場を自覚し、使途調査における議長の行動を予期して、収支報告書の作成や領収書等の保管に加え、議長に提示して説明するために体裁形式を整えた説明文書等を用意するのが通常であると思われる。もつとも、このような説明のための使途記述文書には、当該会派及びその所属議員が執行機関や他の会派等から干渉を受けたり、調査研究に協力した第三者のプライバシーが侵害されたりするなどのことがないように、一般的に、調査研究の目的、内容、第三者の氏名などの直接的具体的記述（以下『直接記述』という。）や、間接的にせよこれらのことを推知させるような記述（以下『間接記述』という。）を避け、概括的、抽象的な記載をするのが普通であると考えられる。議長の使途調査の権限も、調査研究の目的や内容等会派の政治活動の根幹に関わる事項にまでは及ばないと解されるから、会派としても上記の程度の説明文書を用意しておけば足りるであろう。そうすると、このような議長の使途調査に対する説明資料として作成される文書は、一般的に、会派の外部の者への開示を予定し、かつ、その記載内容からして、開示しても所持者の側に看過し難い不利益を生ずるおそれがないものであるから、自己利用文書に当たらないといえる。」

〔2〕そこで、以上の視点から、本件各文書についてみるに、本件報告書の様式は、議長の定める本件使途基準に基づいており、議長の使途調査を受けるのに適した定型のものとな

なっている。また、その記載内容をみても、本件報告書中の『主な調査内容（行先・会場等）』の記載欄は手書きでの概括的、抽象的な記述にとどめさせるようなスペースしか設けていないともいえるし、記載すべき調査内容の例示も『行先・会場等』とあるのみで『氏名』、『会社名』、『団体名』といった文言は注意深く避けられているともいえるのであって、直接記述や間接記述を避け、開示に支障のない程度の記載をすることが予定されているものと推認される。本件会派において、直接記述や間接記述をわざわざ本件報告書に記載する利益や必要性があるとも思えない。これらのことに照らせば、本件報告書は、議長の使途調査に組織的に対応し提示して説明するための資料とすることを目的として作成された文書であると見ることができる。そうすると、本件報告書及びこれに添付されていた領収書（本件各文書）は、一般的に、会派の外部の者に開示することを予定したものであると認められ、また、開示しても抗告人の側に看過し難い不利益を生ずるおそれがあるとは認められないから、自己利用文書に当たらないといふべきである。

もつとも、本件各文書が一般的に自己利用文書に当たらないとしても、本件会派の所属議員が、例外的であるにせよ、不用意に直接記述又は間接記述をすることはあり得る。そのような場合にまで文書提出命令を発することは妥当ではない。民訴法二二三条六項のいわゆるインカメラ手続は、そのよう

な不当な事態を避けるのに有効適切な方法と思われる。裁判所がインカメラ手続において文書の提示を求め、裁判所限りで開示がされたときに、直接記述又は間接記述がされているならば、裁判所は、その全部又は一部を自己利用文書として文書提出命令の申立てを却下すると見られるからである。ところが、記録によれば、本件では、原々審でこの手続が採られ、本件会派に提示を求めたのに対し、本件会派はこれを拒否し、しかもこれについて何ら合理的な説明をしておらず、原審において抗告人も同様の態度を維持していることがうかがわれる。インカメラ手続では、提示された文書は裁判所以外の何人にも開示されず、しかもその提示によって直接記述又は間接記述がされていることが明らかとなれば文書提出命令の申立ての全部又は一部が却下されるであろうという状況を十分に承知していると思われるのに、提示を拒否することには不自然さを覚えざるを得ない。このような事情は、本件各文書は開示に支障のない記載に終始する文書であるとの推認を強めるものであり、この観点からしても、本件各文書を自己利用文書に当たるといえることはできない。」

〔評 釈〕

判旨の結論には疑問がある。

一 問題の所在および本判決の意義

普通地方公共団体の議会は、その事務に関する調査を行

なう権限を有している（地方自治法一〇〇条一項）。この調査権の実効性を担保するため、議会における会派または議員は条例の定めにより政務調査費の交付を受けることが認められている（地方自治法一〇〇条一四項）。しかし近年、政務調査費の恣意的支出が明らかになるにともない、支出の返還を求める住民訴訟が多く提起された。本件の本案事件もそのひとつであり、名古屋市の住民Xら（本件文書提出命令の申立人、本件抗告の相手方）が名古屋市長に對して、市議会会派である本件会派が平成一六年度に受領した政務調査費から所属議員らに支出した金額相当額の不当利得にもとづく返還を求める訴訟である。本件はこの本案事件における文書提出命令の申立てに関するものであり、Xらが、本件会派解散後にその地位を承継したY（本件文書提出命令の相手方、本件抗告人）に對して、Yの所持する平成一六年度分の政務調査費報告書と添付の領収書である本件各文書につき文書提出命令を申し立てた事案である。これに對してYは、本件各文書が民訴法二二〇条四号ニの自己利用文書に該当するとして争った。本決定はYの主張を認めて、平成一六年当時の名古屋市の条例および規則の内容、趣旨などを検討して本件各文書が自己利用文書に該当するとしたものである。

平成一三年の改正により民訴法二二〇条は文書提出義務の範囲を拡大する一方、証言拒絶該当事由記載文書（二二〇条四号イ・ハ）、公務秘密文書でその提出により公共の利益が害されるおそれがあるもの（二二〇条四号ロ）、自己利用文書（二二〇条四号ニ）および刑事訴訟記録など（二二〇条四号ホ）の提出義務を免除した。このうちの自己利用文書の意義については銀行の貸出稟議書の提出義務を中心として従来から議論があったが、⁽⁴⁾ 最一小決平成一一年一月一二日（以下「平成一一年決定」という。⁽⁵⁾）は自己利用文書一般についての判断基準を示した。いわゆる政務調査費関係文書の文書提出義務の有無についてのこれまでの最高裁決定としては、仙台市議会議員が提出した政務調査費についての調査研究報告書および添付書類に関する最一小決平成一七年一月一〇日（以下「平成一七年決定」という。⁽⁶⁾）があり、本決定はこれに続くものとして先例となると解される。これら二つの決定はともにこの平成一一年決定の示した枠組みに従って判断を下しているため、まず平成一一年決定について概観したうえで平成一七年決定と本決定を比較し、本決定の位置づけについて検討することにする。

なお、名古屋市ではその後平成二〇年に条例が改正され

て一件一万円以上の領収書などが議長への提出と一般公開の対象となり、さらに平成二二年にも条例が改正されて一件一万円以上という制限も撤廃された。このことから、名古屋市議会の会派が所持する平成二〇年度分以降の領収書などについては本決定の射程外となる。

二 自己利用文書に関する平成一一年決定の内容

銀行の貸出稟議書に関する平成一一年決定は自己利用文書に該当するための要件として、①当該文書がその作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯その他の事情から判断して専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないこと（外部非開示性）、②開示されると所持者の側に個人のプライバシー侵害、団体の自由な意思形成の阻害などの看過し難い不利益が生じるおそれがあること（看過し難い不利益性）、③自己利用文書であることを否定する特段の事情がないこと（特段の事情の不存在）を挙げ、これら三つの要件すべてが充たされていなければ当該文書の自己利用文書性は否定されて文書提出義務が認められるとする。本決定および平成一七年決定においては、外部非開示性および看過し難い不利益性が特に問題となる。

三 外部非開示性の要件に関するこれまでの判例の立場と、平成一七年決定および本決定の位置づけ

1 外部非開示性の要件に関するこれまでの判例の立場
 平成一一年決定が挙げる外部非開示性の要件は、自己利用文書の定義についての立法担当者の見解とほぼ同様のものである⁽⁷⁾。ただし、その判断において実際に重視されているのは文書の作成目的であり、文書の記載内容は作成目的を確定するための手がかりとして用いられているに過ぎず、また所持に至る経緯その他の事情についてはほとんど考慮されていない。その後の判例も同様の傾向を示すことから、判例は外部非開示性の要件を類型的に判断していると一般に解されている⁽⁹⁾。また、当該文書について法令上の作成義務がある場合には原則として外部非開示性は否定される。この場合、開示の相手方が守秘義務を負っている場合でも文書が外部に開示される点に代わりはないとして、判例は外部非開示性を否定する⁽¹⁰⁾。

2 外部非開示性の要件に関する平成一七年決定および本決定の位置づけ

平成一七年決定は、仙台市区域内の団体が仙台市議会会派に対して政務調査費相当額の不当利得返還を求めた本案事件に際し、会派所属議員が政務調査費を用いて行なった

調査研究の内容および経費の内訳を記載した調査研究報告書およびその添付書類につき文書提出命令を申し立てたものである。平成一七年決定は、まず、条例の委任にもとづいて議長が定めた要綱は議員が政務調査費の交付を受けて行なった調査研究の内容および経費の内訳を記載した調査研究報告書を所属会派に提出すべきことを規定するが、これを議長に提出させたり市長に送付したりすることは予定していないとする。そして、この制度の意義は会派が政務調査費の適正使用のためにその内部において調査研究報告書を自律的に活用するところであり、会派および議員の活動の根幹に関わる調査研究の内容が記載され、開示されることにより生じる議員の調査研究に対する執行機関などからの干渉のおそれを防止するところにあるとして、調査研究報告書の外部非開示性を肯定する。また、要綱は収支状況報告書および執行状況報告書を会派が議長に提出すべきものとし、用途の適正および透明性確保のために議長の検査などを予定する。そして議長は収支状況報告書の内容を検査するにあたり必要がある場合には会派に証拠書類などの資料の提示を求めることができるため、この証拠書類などの資料に調査研究報告書が該当する場合がありますが、それはあくまで例外であり、議長の求めに従って

議長に対してのみ提示されるに過ぎないことから、これによって研究報告書の外部非開示性は否定されないとする。ただしこれに対して、横尾裁判官の反対意見は、調査研究報告書が法令の定めにより作成が義務づけられた文書であること、会派の外部の者である議長による検査の対象となり得る文書として規定されていることを根拠として、外部非開示性を否定する。

本決定は、まず収支報告書について、その様式が概括的記載を予定するもので個々の支出金額や支出先、議員の氏名、当該活動の目的や内容などの具体的記載を求めていること、本件条例が具体的な調査方法を定めていないことから、その趣旨は政務調査費の収支に関する議長への報告を概括的なものと定めることにより議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派などからの干渉を防止するところにあるとする。そして、本件規則が会計帳簿の調製、領収書などの証拠書類の整理、保管を義務づけるのは議長などによる事情聴取に対する説明責任を果たすための基礎資料を整えるためであってこれらの書類を提出させることを予定したものではないから、これらの規定上、上記の会計帳簿や領収書等の証拠書類は専ら各会派の内部にとどめて利用すべき文書であることが予定されているとして、そ

の外部非開示性を認める。これに対して須藤裁判官の反対意見は、収支報告書の具体的調査方法に関する明文がない場合であっても議長は会派に対し必要に応じて口頭または文書での説明を求めるのが通常であるから、会派はこれを予測して説明責任を果たすための説明文書を用意するのが通常と考えられること、本件各文書の記載も概括的で開示に支障のない程度の記載をすることが予定されていることを根拠として外部非開示性を否定する。

両決定の多数意見は、以上のことから明らかなように、これまでの判例の立場を踏襲するものであり、その延長線上に位置づけられるものである。特に本決定の条例、規則には平成一一年決定の要綱と異なって証拠書類等の資料の提示を求めることができるなどの調査の具体的方法に関する明文がないことから、判例の立場によれば本件各文書の外部非開示性は平成一一年決定よりも強く認められるものと解される。

四 看過し難い不利益性の要件に関するこれまでの判例の立場と、平成一七年決定および本決定の位置づけ

1 看過し難い不利益性の要件に関するこれまでの判例の立場

平成一一年決定は、不利益の具体的内容として、個人のプライバシーの侵害のおそれ、個人ないし団体の自由な意思形成の阻害のおそれを挙げた。不利益性の有無の判定については当該文書の具体的な記載内容よりも文書の性質を重視し、文書の種類に応じた類型的な判断を行なった。ただし、電話装置の回路図に関する最決平成一二年三月一日⁽¹¹⁾は、文書の種類により類型的な判断が困難あるいは不可能な場合があること、その場合には個別具体的な判断が必要となることを認めており、最決平成一八年二月一七日のように個別具体的な判断を肯定する判例もみられる⁽¹²⁾。

2 看過し難い不利益性の要件に関する平成一七年決定および本決定の位置づけ

平成一七年決定は、看過し難い不利益の内容として、会派や議員の調査研究が執行機関や他の会派などの干渉などにより阻害されるおそれがあること、調査研究に協力した第三者の氏名、意見などが明らかになると調査研究への協力が得られにくくなって以後の調査研究に支障が生じること、および、第三者のプライバシーが侵害されるおそれがあることを挙げる。判断方法としては、従来の判例の立場と同様に文書の客観的、類型的な特性に着目して判断を行なっており、文書の具体的な記載を問題にしていなさと

れる⁽¹⁴⁾。

本決定も、看過し難い不利益の内容として平成一七年決定と同様の要素を挙げており、また判断方法としても文書の具体的な記載よりも客観的、類型的な特性に着目した判断を行なっている点で、従来の判例と同様の立場に立つものと解される。

五 自己利用文書に関する判例の要件の相互関係および判断方法

1 ある文書が自己利用文書に該当するかどうかに関する外部非開示性、看過し難い不利益性についての判断方法は、文書の性質に着目した類型的なものであるべきか、個々の文書の記載内容などにも立ち入った個別具体的なものでよいか。見解は分かれており、類型的判断によるべきであるとする見解は、自己利用文書という語自体が法律関係文書や利益文書のように個々の事件における挙証者と文書との具体的かつ相対的關係が問題とされるものとは異なっており、文書そのものの特性に着目した概念であること、個々の文書の具体的記載内容や訴訟における個別的事情によつて自己利用文書該当性が左右されるのでは自由な意思形成などが保障されないこと、個別具体的な評価の多用による

受訴裁判所の裁量の拡大により訴訟手続きの安定性が害されるおそれがあることなどをその根拠とする⁽¹⁵⁾。

他方、個別具体的判断によるべきであるとする見解は、類型的判断では自己利用文書の範囲が不当に拡大される結果となり、文書提出義務の一般義務化の趣旨に反することなどを根拠とする。また、外部非開示性の要件は類型的に判断すべきであり、看過し難い不利益性の要件は具体的、実質的に判断すべきであるとする見解も主張されている⁽¹⁷⁾。

2 現行法が文書提出義務を一般に拡大した趣旨は、証拠資料の充実をはかることによつていわゆる現代型訴訟などにおいて問題となる証拠の偏在を解消し、両当事者にとつて実質的に平等な証拠にもとづく事実認定を行なうことにあると解される。とすれば、原則として文書の開示は広く認められるべきである。他方、当該文書が開示されることにより文書の所持人が看過し難い不利益を受ける場合にまでも文書の提出を無制限に認めるときには文書所持人の利益が不当に害される。したがって、自己利用文書概念の中心的、本質的役割を担い、文書所持人の利益をはかるのは看過し難い不利益の要件と解すべきであるが、上述した文書提出義務拡大の趣旨からすれば、看過し難い不利益が生じるかどうかは厳格に解すべきである。したがって看過

し難い不利益の有無に関する判断は類型的なもので足りず、事案に即した具体的判断でなければならぬと解される⁽¹⁸⁾。

ただし、文書提出義務に関する判断の法的安定性および思考経済をはかるためには、まずは類型的判断によるスクリーニングをなすべきである。外部非開示性の要件はこのために必要とされるものと解すべきであり、このような見地から最後の見解が妥当と解される。外部非開示性の要件はあくまでスクリーニングのための要件であるため、その機能は当該文書がその作成目的およびそれを把握するための手がかりとなる文書の内容などからみて外部への開示が予定されていると類型的に判断できる場合に自己利用文書に該当しないとするとどまると解すべきである。外部非開示性が認められた場合には、実質的、本質的判断である看過し難い不利益の要件が判断されることになる。

六 本件報告書の自己利用文書該当性

1 本件文書提出命令の申立ては、Xが収支の実態と本件収支報告書の記載が異なることを証明するためになしたものであるから、会計帳簿が調製されている場合には、その他に本件報告書の提出命令を申し立てる必要はない。ところが、本件においてYの経理責任者は本件規則が調製を

命じている会計帳簿を調製していなかった。このため、本件報告書が自己利用文書に該当するかどうかが問題となる。

本決定の多数意見は、本件条例が本件収支報告書の様式を詳細なものとせずに概括的な記載にとどめたのは、本件条例が会派および議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派などからの干渉を防止するためであるとする。また、本件条例および規則が本件報告書の作成、会計帳簿の調製、領収書などの証拠書類の保管を会派の経理責任者に義務づけているのはこれらを議長の調査の対象とするためではなく、会派がこれらをチェックして自律的に政務調査費の適正な使用をはかることを期待するとともに、議長などの調査権にもとづく事情聴取に応答するための基礎資料を会派に備えさせるためであるとするのである。すなわち多数意見は、議長の調査権が本件報告書および会計帳簿に及ばないことを根拠として外部非開示性を肯定し、また、開示により看過し難い不利益が生じるおそれがあるとしてこれらの文書の自己利用文書性を肯定するという構成をとる。これに対して反対意見は、会派の外部の者である議長は調査権を行使する際に会派に対して本件報告書、会計帳簿、領収書などの証拠書類の提示を求め、さらに必要に応じて口頭または文書での説明を求めるのが通常であること

から会派も議長への提出を見越して本件報告書および会計帳簿を作成すると解されることを根拠として、これらの文書の外部非開示性を否定し、また、そのような文書であるから開示による看過し難い不利益も生じないとして、自己利用文書性を否定するという構成をとる。さらに、法令の定めにより作成が義務づけられた文書であることも自己利用文書性否定の根拠とされている。

2 会派の外部の者である議長の調査権が本件報告書に及ぶことを根拠とする文書の外部非開示性の否定については、まず、普通地方公共団体の長である市長には地方自治法二二一条二項にもとづく調査権があるが、議長は財務会計上の権限を有していないため（地方自治法一〇四条参照）条例により法的に調査権限が付与されたことにはならず、調査はあくまで会派または議員の協力が前提とならざるを得ないとの指摘がある⁽¹⁹⁾ほか、従来から、文書の作成が法令によって義務づけられていない場合でも外部非開示性がないとはいえない場合があるし、法令により規定された特定の者以外の者に対する開示が予定されていない場合もありうることから文書作成義務の存在は根拠としては不充⁽²⁰⁾分であるとの主張もなされている。

3 これらの批判は、議長の調査権や法令上の文書作成

義務の範囲と訴訟法上の義務である文書提出義務の範囲が必ずしも一致しないことを示している。議長の調査権および法令上の文書作成義務の制度は調査研究費用の使途の透明性、健全性の確保を目的とするものであるのに対して、文書提出命令制度は前述のように事実認定の適正、公正をはかることを目的とする制度であるから、両者の目的は異なる。とすれば、事実認定の適正、公正に対して文書所持者側の利益を保護して両者の調和をはかることを目的とする自己利用文書の範囲は、議長の調査権や法令上の文書作成義務の範囲を手がかりとはするものの、これを直接の根拠として定める必要はなく、これとは異なる立場から一般義務文書、自己利用文書自体の意義を定めるべきである。⁽²¹⁾⁽²²⁾そして、前述したように自己利用文書該当性についての中心的要素は看過し難い不利益性と解すべきであり、これは証拠としての必要性を備えた文書について提出義務を免除するための概念であるから、具体的判断にもとづいてできる限り限定して解釈すべきである。⁽²³⁾

本決定の多数意見は、本件条例が本件収支報告書の様式を詳細なものとして概括的な記載にとどめたのは会派および議員の意思形成に対する執行機関や他の会派などからの干渉を防止するためであるとし、開示を認めるときには

自由な意思形成が害されるおそれが生じるとするが、本件条例が特にこのような抽象的危険で足りるとするのは、本件収支報告書の提出先が議長であることが影響しているためと考えられる。すなわち、普通地方公共団体の議会の議長は選挙によって選ばれるため（地方自治法一〇三条）、議会の多数派ないし与党に属する議員が議長として選出されるのが一般である。議会は執行機関を監視する責務を負うため、議員の調査研究も、その性格上、多くは執行機関や与党の政策などを批判的に検証するものが多くなる結果、議長と調査研究を行なう議員の政治的立場が対立する事態もしばしば生じると考えられる。また、議長と議員が同じ会派に属する場合でも、意思決定までは当該議員が独自に調査研究を行なうことが必要とされる場合も考えられる。議長に守秘義務が課されているとしても、調査研究の内容が知られるときには調査研究に関する意思形成に対して事実上の不利益が生じることが容易に想像できる。加えて、本件収支報告書については何人も閲覧を請求することができる訳であるから、このような状況の下においては、議員の意思形成に対する議長に対して提出する文書の種類および内容もある程度制限されることが正当化されるべきである。これに対して、裁判所は中立的立場から文書提出義務

の有無の判断を行なう機関であるから、本件報告書などの調査研究に関する文書が裁判所に提出され、その内容を裁判所が閲読したとしても、裁判所が閲読する限りにおいては文書の所持者に看過し難い不利益が生じるとは考えられない。⁽²⁵⁾したがって、ある文書が自己利用文書かどうかに関する外部非開示性が類型的に明らかでなく、また、相手方の主張から看過し難い不利益の有無が具体的に明らかでない場合には、裁判所はインカメラ手続き（民訴法二二三条六項）を用いて審理を行ない、当該文書を閲読したうえでその不利益性の有無を判断すべきである。

4 本決定は、看過し難い不利益性の要件の具体的内容として、会派や議員の調査研究にもとづく意思形成の自由が執行機関や他の会派などの干渉などにより阻害されるおそれ、調査研究に協力した第三者の氏名、意見などが明らかになることによる以後の調査研究への支障のおそれ、および研究に協力した第三者のプライバシーが侵害されるおそれを挙げる。

この点に関して、銀行の貸出稟議書につき、団体の自由な意思形成の阻害は民訴法二二〇条四号ハの技術・職業の秘密に関する文書の範囲内で充分保護されること、抽象的危険に過ぎないことなどから自己利用文書性を否定する理

由とはならないとの見解が主張されている。⁽²⁶⁾しかし、本件報告書などの政治的意思形成に関わる公的性質をもつ文書の提出は日常的な取引などを目的とする貸出稟議書とは異なる性質を有することからであるため、技術・職業の秘密に関する民訴法二二〇条四号ハによっては必ずしもカバーされない領域があるのではないだろうか。団体の意思決定に対して司法審査が及ばない場合が憲法解釈上も一般に認められていることに鑑みても、⁽²⁷⁾会派の意思形成の阻害については稟議書と必ずしも同列に論じることができないこと、また、議員個人の意思形成についても民主主義の根幹に関わる事項であることから、格別の考慮が必要なのではないかと思われる。少なくとも政治に関する事項の意思形成に関連する文書の場合には、団体ないし個人の意思が形成される過程で作成された文書が開示された場合に当該団体ないし個人の自由な意思形成が阻害される事態は生じうることはないだろうか。ただし、文書提出義務の拡大の趣旨に鑑み、その団体ないし個人の意思形成の自由に対する侵害は「おそれ」という抽象的危険では足りず、より具体的、実質的なものであることを要すると解すべきである。たとえば時間的要素も考慮されるべきであり、政務調査が対象としていた政策が実際に実施されて終了した場合や一

定期間が経過した場合などの意思形成終了後に開示が求められた場合には不利益は少なくなるために、自己利用文書とされる可能性が少なくなると解すべきである。⁽²⁹⁾

5 以上より、裁判所は、本件報告書の提出を命じてインカメラ手続きにより当該文書を閲読して自己利用文書該当性を具体的に審理し、本件報告書が自己利用文書に該当する場合には申立てを却下し、該当しない場合には文書提出命令を発することになる。当該文書の一部について文書提出を命じた場合に看過し難い不利益が生じると認められる場合には、残部についての文書提出が命じられるべきである。

なお、本件においては会計帳簿が作成されていない。仮に、会計帳簿につき自己利用文書性を否定する反面、本件報告書の自己利用文書性を肯定する立場に立つ場合には、会計帳簿の代わりに本件政務調査費報告書およびこれに添付された領収書の提出を命じることができるかどうかが問題となり、会計帳簿と本件報告書の同質性、代替性が問題となる。この点について本決定は、「本件報告書も、政務調査費の個々の出納の状況を記録したものではない」ことを根拠に会計帳簿に代わるものとみることはできないとする。これに対して、須藤裁判官の反対意見は、「本件報告

書の様式は、議長の定める本件使途基準に基づいており」
「その記載内容をみても、本件報告書中の『主な調査内容（行先・会場等）』の記載欄は手書きでの概括的、抽象的な記述にとどめさせるようなスペースしか設けていないともいえるし、記載すべき調査内容の例示も『行先・会場等』とあるのみで『氏名』、『会社名』、『団体名』といった文言は注意深く避けられている」とする。須藤裁判官の反対意見が述べるように、本件報告書にはその少なくとも一部において本件会計帳簿と同質性を有する部分があると認められることから、仮にこのような立場に立ったとしても、本件報告書の自己利用文書性は肯定されると解すべきである。

七 インカメラ手続きの利用

1 本決定の多数意見はこの点に言及していないが、須藤裁判官の反対意見、本件原々決定および原決定によれば、本件報告書の自己利用文書性を判断するために本件会派に対し民法二二三条六項にもとづく提示命令が発せられたのに対して、本件会派は正当な理由なくこれを拒否したため、本件報告書の「主な調査内容（行先・会場等）」欄の記載内容が明らかになっていない。インカメラ手続きのために文書を提出するように求められたのに提出がなされな

い場合の効果および裁判所がとるべき措置については規定がないため、問題が生じる。規定がないことから、証明責任の配分についての一般原則に従い、除外事由の有無が不明となることにより裁判所は心証を形成できず文書提出命令の申立てが却下されると解するときには、文書の所持者は文書の提出を拒む方が利益を受けることになって不公平である。これについては一種の証明妨害として制裁的に提出命令を出す余地を認める見解、証明責任の転換を認める見解、事実上の挙証の負担が変更するとする見解などが主張されている。⁽³⁰⁾ インカメラ手続きのために文書を提出することさえもできないことについて合理的な理由がない場合には一種の証明妨害と考えられるが、この事実のみをもって直ちに証明責任の転換を認めることは判断の硬直性をもたらし、妥当でない。その不提出の事実は弁論の全趣旨に影響するが、文書の不提出の理由には様々なものがあると考えられるため、裁判官は不提出の事実に加えてその他の事実も踏まえたうえで提出義務の存否を総合的に判断して認定することになると考えてよいのではないだろうか。

2 インカメラ手続きの利用に対する主な問題点としては、裁判所が文書提出義務のない文書も閲読するために事実上の心証形成がなされてしまうおそれがあること、この

場合にも申立人は文書を閲覧することができず、当該文書の証拠力を争う機会が与えられないために手続保障が得られない結果として裁判の公正が害されるおそれが生じることなどが挙げられる。これに対する方策としては、文書所持者に除外事由のある項目ごとに文書内容の概要と除外事由の理由づけを一覧表にして提出させ、これをもって除外事由をある程度明確化させるというポーンインデックス手続きの利用の主張、両当事者の合意がある場合に文書提出命令申立ての代理人（弁護士）に秘密保持義務を条件にインカメラ手続きへの立会いを認める方策などの種々の提案がなされている。⁽³¹⁾ これに対しては、厳格性が要請される刑事訴訟手続きにおいても証拠排除の規定（刑訴規二〇七条）があることからわかるように、法は裁判官が専門家として心証を排除して審判することを可能としているとの反論などがなされているが、決定的な解決策は見いだされていないようである。⁽³²⁾ 以上のような問題点ももつ制度である以上、本件のような文書の自己利用文書性に関する審理においてもインカメラ手続きの安易な利用は当然慎むべきであるが、利用を全く排除することもまた妥当ではない。インカメラ手続きの適切な利用方法についての検討が望まれる。

本決定については林昭一准教授⁽³³⁾、川嶋四郎教授⁽³⁴⁾、上脇博之教授⁽³⁵⁾、吉田栄司教授⁽³⁶⁾、掘野出教授⁽³⁷⁾による評釈がある。

- (1) 名古屋地決平成二二年一月二三日。
- (2) 名古屋高決平成二二年九月三〇日。
- (3) 民集五三卷八号一七七八頁。
- (4) 民集五三卷八号一七八七頁。
- (5) 民集五九卷九号二五〇三頁。
- (6) 貸出稟議書が自己利用文書にあたるかどうかに関する主要な文献としては、消極説として法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』二五一頁(商事法務研究会、平成八年)、中野貞一郎『解説新民事訴訟法』五三頁(有斐閣、平成九年)、積極説として松本博之⁽⁸⁾上野泰男『民事訴訟法』四六〇頁(弘文堂、第六版、平成二二年)、原則消極説としては新堂幸司「貸出稟議書は文書提出の対象となるか」『民事訴訟法学の展開』二二一頁(有斐閣、平成一〇年)、原則積極説としては山本和彦「稟議書に対する文書提出命令(下)」NBL六六二号三二頁、利益衡量説としては伊藤眞「文書提出義務と自己使用文書の意義」法学協会雑誌一一四卷一二号一一四頁、高橋宏志「自己専利用文書」青山善充ほか編『現代社会における民事手続法の展開 下巻』五四頁(商事法務、平成一四年)などがある。

- (7) 法務省民事局参事官室編・前掲注(6)二五二頁。
- (8) たとえば、最決平成一六年一月二六日民集五八卷八号二三九三頁、最決平成一九年八月二三日判例タイムズ一二五二号一六三頁、最決平成一九年一月三〇日民集六一卷八号八六頁などがある。
- (9) 小野憲一「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成一一年度(下)』七八三頁(法曹会、平成一四年)、山本和彦ほか編『文書提出命令の理論と実務』三一頁(山本和彦)(民事法研究会、平成二二年)など。
- (10) 前掲注(8)最決平成一九年八月二三日、前掲注(8)最決平成一九年一月三〇日など。
- (11) 民集五四卷三号一〇七三頁。
- (12) 民集六〇卷二号四九六頁。
- (13) 判例の傾向について山本ほか編・前掲注(9)二八頁は、「判例準則も微妙にシフトしつつあるようにも思われ」とする。
- (14) 長屋文裕「平成一七年判解」法曹時報六〇卷四号二六五頁、二七七頁注(11)参照。
- (15) 福井章代「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成一二年(下)』九二九頁(法曹会、平成一五年)、小野・前掲注(9)七八三頁、並木茂「銀行の稟議書は文書提出命令の対象となるか(下)」金融法務事情一五六二号四四頁など。

- (16) 川嶋四郎「政務調査費関係文書と民事訴訟法上の文書提出命令制度・覚書」同志社法学六一巻二号二三四・二四一頁、同「文書提出義務論に対する一視角」吉村徳重先生古稀記念論文集刊行委員会編『弁論と証拠調べの理論と実践』三六九頁（法律文化社、平成一四年）など。
- (17) 三木浩一「判批」法学研究七九巻一〇号七六頁、同「文書提出命令における『自己利用文書』概念の現在と将来」伊藤眞ほか編『民事司法の法理と政策 上巻』八四八頁（商事法務、平成二〇年）、坂原正夫「判批」法学研究八一巻一〇号一〇九頁など。ただし坂原評釈は判例の要件を適用しない例外的な場合を認める。
- (18) 三木・前掲注(17)「文書提出命令における『自己利用文書』概念の現在と将来」八六〇頁など。
- (19) 鶴沼信二「地方議会における政務調査費制度と交付条例(例)について」議会政治研究五七号六三頁。議長の権限は議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権および議会代表権（地方自治法一〇四条）に限られるとする。これに対して川嶋・前掲注(16)「政務調査費関係文書と民事訴訟法上の文書提出命令制度・覚書」二三五頁は、たとえ議長が定めた内規的なものであっても単なる「お飾り」、「市民に対するリップサービス」であってはならず、その趣旨は条例および地方自治法一〇〇条の趣旨に従って解釈される必要があるとする。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法 下』一八六頁（有斐閣、補訂第二版、平成二二年）も、「法令で作成が義務づけられていることは、依然として、重要な考慮要因であろう。」とする。
- (20) 三木・前掲注(17)「判批」九七頁、越山和広「判批」法学セミナー増刊二号一六三頁、林昭一「本件判批」速報判例解説LEX/DB二五四四二〇九八、二頁など。
- (21) 坂原・前掲注(17)一〇七頁参照。
- (22) 上脇博之「本件判批」判例評論六二三号一三頁は、「憲法論で言えば、公金の使途についての原則公開（透明性の確保）は、市民の『知る権利』の保障や、議会制民主主義・地方自治からの要請」であるとす。また、吉田栄司「本件判批」民商法雑誌二六三巻二号二六三頁は、地方議員はその地域住民に対して、その福利享受の実現に関する「応答責任」と「説明責任」を負うことから、本件文書の自己利用文書性を否定する。
- (23) 長谷部由紀子「内部文書の提出義務」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築 下巻』三二一頁（有斐閣、平成一三年）参照。
- (24) 長屋・前掲注(14)二六二頁。
- (25) この点につき川嶋・前掲注(16)「文書提出義務論に対する一視角」三七八頁は、個人のプライバシーは裁判所に知られることによって毀損され得るとする。これを

不利益とするかどうか自体が問題であるが、仮に不利益と解したとしても、この程度の「不利益」は甘受すべきものではなからうか。裁判所に対するこのような局面についてもプライバシー保護を考慮することについては若干の違和感を感じる。

- (26) 松本Ⅱ上野・前掲注(6)四五八頁、川嶋・前掲注(16)「文書提出義務論に対する一視角」三六五頁、三木・前掲注(17)「判批」七六頁、同・前掲注(17)「文書提出命令における『自己利用文書』概念の現在と将来」八五四頁、坂原・前掲注(17)一〇八頁など。

- (27) 荻部信喜『憲法』三二九頁(有斐閣、第四版、平成九年)など。

- (28) 三木・前掲注(17)「文書提出命令における『自己利用文書』概念の現在と将来」八五五頁参照。なお、長屋・前掲注(14)二八二頁。

- (29) 松本Ⅱ上野・前掲注(6)四五九頁、川嶋・前掲注(16)「政務調査費関係文書と民事訴訟法上の文書提出命令制度・覚書」二四一頁参照。

- (30) 以上の点につき竹下守夫Ⅱ青山善充Ⅱ伊藤眞編集代表『研究会新民事訴訟法—立法・解釈・運用(ジュリスト増刊)』三〇三頁以下(有斐閣、平成二一年)、高橋・前掲注(19)一九四頁。

- (31) 三木浩一「文書提出命令の申立ておよび審理手続」松

本博之ほか編『講座 新民事訴訟法Ⅱ』八〇頁(弘文堂、平成二一年)、松本Ⅱ上野・前掲注(6)四六八頁、山本ほか編・前掲注(9)六九頁「安西明子」など。

- (32) 松本Ⅱ上野・前掲注(6)四六八頁。

- (33) 林・前掲注(20)一頁。

- (34) 川嶋四郎「本件判批」法学セミナー六七〇号一三八頁。

- (35) 上脇・前掲注(22)一〇頁以下。

- (36) 吉田・前掲注(22)二六〇頁以下。

- (37) 掘野出「本件判批」法学教室三六六号別冊判例セレクタ二九頁以下。

河村 好彦